

所得の低い方は居住費・食費負担が軽減されます。

(負担限度額認定申請)

平成31年10月の消費税改正に伴い、基準費用額の変更が予定されています。詳細がわかりましたら市HPにてお知らせします。

介護保険施設等や短期入所サービス（ショートステイ）をご利用になる場合、居住費及び食費については原則として自己負担ですが、所得の低い方及び資産要件を満たす方は、居住費及び食費について保険給付の対象となり、申請により、居住費（短期入所の場合は「滞在費」）及び食費負担が軽減されます。

1 軽減対象サービス

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型介護老人福祉施設

2 自己負担の軽減対象者とその負担限度額（負担上限）

[日額]

対象者の区分（利用者負担段階）		居住費	食費
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市民税非課税で、高齢福祉年金を受給している方 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・生活保護受給者等 	ユニット型個室 820円	300円
		ユニット型個室的多床室 490円	
		従来型個室 320円	
		多床室 0円	
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額※1の合計額が年額80万円以下の方等 	ユニット型個室 820円	390円
		ユニット型個室的多床室 490円	
		従来型個室 420円	
		多床室 370円	
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市民税非課税で、上記第2段階以外の方等 	ユニット型個室 1,310円	650円
		ユニット型個室的多床室 1,310円	
		従来型個室 820円	
		多床室 370円	
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の第1段階から第3段階以外の方 	※「課税世帯における特例減額措置」については裏面参照 ※ 利用者の負担となる居住費及び食費の額は各施設等との契約により決まります。具体的な金額は各施設等にご相談ください。	

【注意事項】

- （ ）内の金額は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の従来型個室を利用する場合の額です。

※1 <非課税年金に含まれるもの>

年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金（遺族基礎年金、障害基礎年金等）のほか、「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

<非課税年金に含まれないもの>

上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。

3 申請に必要な書類など

※2 預貯金等に含まれるもの(例)	申請に必要な書類(例)
預貯金(普通・定期・貯蓄等) ※複数ある場合は全ての合計額。 ※配偶者がいる場合は夫婦合計額。	預金通帳の写し(配偶者がいる場合は夫婦2名分) ①表紙又は見開き(金融機関名・支店名・口座番号・口座名義がわかる部分) ※ゆうちょ銀行は必ず見開き ②最終記帳ページ(2か月以内に記帳したもの) ③定期・貯蓄預貯金等のページ
現金(タンス預金)	自己申告
有価証券(株式・国債・地方債・社債等)	証券会社や銀行等の口座残高の写し等
金・銀(積立購入を含む)等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
負債(借入金、住宅ローン等)	残高証明書等 ※預貯金等から差し引いて計算します。

〈預貯金等に含まれないもの(例)〉・・・生命保険、自動車、腕時計、絵画、骨董品、家財、宝石等の貴金属等

《負担限度額認定申請 記入・添付書類チェックリスト》

<input checked="" type="checkbox"/>	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>	チェック項目
1	(被保険者氏名を代筆した場合) 被保険者氏名の横に押印	7	預貯金等の申告(夫婦合計)のチェック
2	配偶者の有無に○印	8	預貯金額、有価証券、その他の欄に金額を記入 (ない場合は「0円」と記入)
3	(配偶者が「有」の場合) 配偶者に関する事項の欄の記入	9	申請書裏面の同意書に、記入と押印
4	(遺族年金・障害年金を受給している場合) 受給中の年金に○印	10	(被保険者本人以外が提出する場合) 提出代行者の欄に記入
5	(遺族年金・障害年金に○印がある場合) 年金保険者に○印	11	添付書類のもれはありませんか?(本人、配偶者の 預貯金等の通帳等の写し【表紙又は見開き、最終記帳 ページ(2か月以内に記帳)、定期・貯蓄ページ等】) ※境界層該当、特例減額措置の方は証明書類が必要
6	収入等に関する申告(その他事由含む)の欄の 該当箇所をチェック		

上記項目に不足があると受付できない場合があります。記入もれ、書類の添付もれを必ず確認して下さい。

課税世帯における特例減額措置(居住費・食費)

世帯全員が市町村民税非課税でない場合でも、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所した場合で残された配偶者等の収入が一定額以下となる場合等には、居住費及び食費の負担が第3段階に引き下げられます。

〈対象者〉市町村民税課税世帯で、以下の①～⑥のすべてに該当する方

- ①その属する世帯の世帯員の数が2以上であること(単身世帯は対象外)
- ②介護保険施設に入所(短期入所は除く)又は入院し、利用者負担第1段階～第3段階に該当しないこと
- ③世帯の年間収入から施設に支払う利用者負担(施設サービス費用1・2割分、居住費、食費の年額合計)の見込額を除いた額が80万円以下となること
- ④世帯の預貯金等の額が、450万円以下であること
- ⑤世帯に日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑥世帯全員が介護保険料を滞納していないこと

※ 上記の世帯には、別世帯となっている配偶者も含まれます。